

条番号	現行	変更後
<p>M's PayBridge 利用規約第1章第1条2項 (2)</p>	<p>ア 本件提携決済サービスの申込み、変更及び解約、サービスプロバイダ及び本件提携決済サービスを提供する事業者（以下「決済事業者」といいます。）の審査状況等の閲覧、本件提携決済サービスの利用状況等の閲覧、並びに、請求書に関する請求、支払手続及び消込処理ができるウェブサイト（以下「本ウェブシステム」といいます。）を利用するサービス</p> <p>イ 本ウェブシステム上で請求書の発行、および支払い完了後の領収書を発行するサービス</p> <p>ウ 請求書を電子化するサービス（以下、「請求書電子化サービス」といいます。） (追加)</p> <p>エ その他今後追加される新サービス</p>	<p>ア 本件提携決済サービスの申込み、変更及び解約、サービスプロバイダ及び本件提携決済サービスを提供する事業者（以下「決済事業者」といいます。）の審査状況等の閲覧、本件提携決済サービスの利用状況等の閲覧、並びに、請求書に関する請求、支払手続及び消込処理ができるウェブサイト（以下「本ウェブシステム」といいます。）を利用するサービス</p> <p>イ 本ウェブシステム上で請求書の発行、<u>及び支払い完了後の領収書を発行するサービス</u></p> <p>ウ 請求書を電子化するサービス（以下、「請求書電子化サービス」といいます。）</p> <p>エ <u>本ウェブシステム上で、みずほビジネスWEB利用者が振込・振替、総合振込の依頼を行うことができるサービス</u> (以下、「銀行振込サービス」といいます。)</p> <p>オ その他今後追加される新サービス</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第1章第1条3項</p>	<p>3 甲は、本件決済サービスの申込みをする場合には、乙が別途指定する、利用を必須とする本件提携決済サービス及び乙決済関連サービスがあるときは、乙が別途指定する方法に従い、かかる必須とするサービスに申し込みを行うものとします。サービスプロバイダおよび乙は、この申込みに対して所定の審査を行ったうえ、その申込みを認める場合には、乙はその旨を甲に書面又はEmail等の電磁的方法（以下「書面等」といいます。）で通知するものとします。乙が本件決済サービスの利用承認を通知した日をもって、甲乙間で本規約に基づく利用契約（以下「本件決済サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。</p>	<p>3 甲は、本件決済サービスの申込みをする場合には、乙が別途指定する、利用を必須とする本件提携決済サービス及び乙決済関連サービスがあるときは、乙が別途指定する方法に従い、かかる必須とするサービスに申し込みを行うものとします。サービスプロバイダ<u>及び乙</u>は、この申込みに対して所定の審査を行ったうえ、その申込みを認める場合には、乙はその旨を甲に書面又はEmail等の電磁的方法（以下「書面等」といいます。）で通知するものとします。乙が本件決済サービスの利用承認を通知した日をもって、甲乙間で本規約に基づく利用契約（以下「本件決済サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。</p>

<p>M's PayBridge 利用規約第1章第3条</p>	<p>(追加)</p>	<p><u>第3条 (銀行振込サービス)</u></p> <p><u>1 銀行振込サービスの概要は次の通りとし、詳細な利用条件は、第2章において規定します。</u></p> <p><u>(1) 甲は本ウェブシステムを通じて、サービスプロバイダに対して、送金指図の内容の伝達の委託を行うものとし、</u></p> <p><u>(2) サービスプロバイダにて、乙に対して送金指図の内容伝達完了後、甲はみずほビジネス WEB にログインのうえ、承認操作を行うことで、乙に対する送金指図の伝達が完了するものとする。</u></p> <p><u>2 第2章の銀行振込サービスに係る追加条項は、甲が対応する銀行振込サービスを利用するにあたって適用されるものとし、</u></p> <p><u>3 本規約及び第2章の規定及び第2章で提示されたサービス利用規約・約款に異なる記載がある場合は、本規約が優先して適用されるものとし、</u></p>
<p>M's PayBridge 利用規約第1章第4条</p>	<p>第3条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第1章第5条</p>	<p>第4条 (データの取り扱い)</p> <p>1 乙は、甲の本件提携決済サービスの利用に関して、サービスプロバイダから甲の個人情報の提供を受けることができるものとし、甲はこれに同意します。乙は、かかる甲の個人情報を、本件提携決済サービスの提供に関わる業務のために利用し、その他本規約及び乙の「個人情報のお取り扱いについて」にしたがって取り扱うものとし、</p> <p>2 乙は、サービスプロバイダから甲の顧客の個人情報の取り扱いの委託を受けることができるものとし、甲はこれに</p>	<p>第5条 (情報・データの取り扱い)</p> <p>1 乙は、甲の本件提携決済サービスの利用に関して、サービスプロバイダから甲の<u>法人情報 (個人情報 (データ) も含み、以下「甲の法人情報等」といいます。)</u>の提供を受けることができるものとし、甲はこれに同意するものとし、乙は、かかる甲の<u>法人情報等</u>を、本件提携決済サービスの提供に関わる業務のために利用し、その他本規約及び乙の「個人情報のお取り扱いについて」等にしたがって取り扱うものとし、</p> <p>2 乙は、サービスプロバイダから甲の顧客の<u>法人情報等 (個人情報 (データ) も含み、以下「甲の顧客の法人情報等」と</u></p>

	<p>同意します。乙は、かかる甲の顧客の個人情報、当該委託の範囲内でのみ取り扱うものとします。</p> <p>3 サービスプロバイダは、本件提携決済サービスの提供にあたって取得した、甲の取引に関するデータを乙に開示できるものとし、乙は自己の事業目的のためにデータを利用できるものとし、甲はサービスプロバイダの乙に対するかかる開示及び乙の利用について同意するものとします。但し、個人情報保護法上許容されない場合はこの限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>いいます。)の取り扱いの委託を受けることができるものとし、甲はこれに同意し、甲の顧客にも同意させるものとします。乙は、かかる甲の顧客の法人情報等を、当該委託の範囲内でのみ取り扱うものとします。</p> <p>3 サービスプロバイダは、本件提携決済サービスの提供にあたって取得した、甲の取引に関するデータを乙に開示できるものとし、乙は自己の事業目的のために当該データを利用できるものとし、甲はサービスプロバイダの乙に対するかかる開示及び乙の利用について同意するものとします。但し、個人情報保護法上許容されない場合はこの限りではありません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
M's PayBridge 利用規約第1章第6条	第5条(略)	第6条(略)
M's PayBridge 利用規約第1章第7条	<p>第6条(利用環境)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 甲は、乙所定の環境を備えた端末を占有・管理し、乙は自己の費用、負担および責任により本件決済サービスを利用するために必要なすべての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備、運用を行うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第7条(利用環境)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 甲は、乙所定の環境を備えた端末を占有・管理し、甲は自己の費用、負担及び責任により本件決済サービスを利用するために必要なすべての機器、ソフトウェア等の準備及びインターネットへのアクセス等の環境整備、運用を行うものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
M's PayBridge 利用規約第1章第8条、9条、10条、11条、12条	<p>第7条(略)</p> <p>第8条(略)</p> <p>第9条(略)</p> <p>第10条(略)</p> <p>第11条(略)</p>	<p>第8条(略)</p> <p>第9条(略)</p> <p>第10条(略)</p> <p>第11条(略)</p> <p>第12条(略)</p>
M's PayBridge 利用規約第1章第13条	<p>第12条(秘密保持)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報については、個人情報保護法に定義される個人情報及び個人関連情報を除き、秘密情報として</p>	<p>第13条(秘密保持)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する資料及び情報については、個人情報保護法に定義される個人情報(データ)及び個人関連情報を除き、秘密情報と</p>

	<p>取り扱わないものとします。</p> <p>(1)開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報</p> <p>(2)開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報</p> <p>(3)被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報</p> <p>(4)開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報</p> <p>(追加)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>	<p>して取り扱わないものとします。</p> <p>(1)開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報</p> <p>(2)開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報</p> <p>(3)被開示者が秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報</p> <p>(4)開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報</p> <p><u>(5)第5条にて開示・利用が許された情報</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第1章第14条</p>	<p>第13条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1 甲は、甲の個人顧客の本件決済サービスの利用に関する一切の情報（以下「個人情報等」といいます。）を秘密として保持するものとします。</p> <p>2 甲は、個人情報等を本件決済サービス利用契約以外のいかなる目的にも使用しないものとします。また、本件決済サービス利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取得し、又は取扱い使用してはならないものとします。</p> <p>3 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報等を複製、複製してはならないものとします。但し、本件決済サービス利用契約の遂行上必要かつ最小限の範囲で行う複製、複製についてはこの限りではありません。</p>	<p>第14条 (甲の顧客情報・データの取扱い)</p> <p>1 甲は、甲の顧客の本件決済サービスの利用に関する一切の情報（<u>甲の顧客の法人情報（個人情報（データ）も含み、以下「顧客の一切の情報（データ）」</u>）を秘密として保持するものとします。</p> <p>2 甲は、<u>乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、顧客の一切の情報（データ）</u>を本件決済サービス利用契約以外のいかなる目的にも使用しないものとします。また、本件決済サービス利用契約に必要となるもの以外の個人情報を取得し、又は取扱い使用してはならないものとします。</p> <p>3 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、<u>顧客の一切の情報（データ）</u>を複製、複製してはならないものとします。但し、本件決済サービス利用契約の遂行上必要かつ最小限の範囲で行う複製、複製についてはこの限りではありません。</p>

	<p>4 甲が前各項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>5 甲は、個人情報等を滅失、毀損、漏洩等することがないように個人情報保護法並びに適用ある法令及びガイドラインを遵守するものとします。甲は、かかる法令等に定められる必要な措置を講じるものとし、個人情報等の滅失、毀損、漏洩等が発生した場合は一切の責任を負うものとします。</p> <p>6 甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、本件決済サービス利用契約が終了した場合は、個人情報保護法その他適用ある法令・ガイドライン等の規定に従い、適正に対応するものとします。</p> <p>7 (略)</p>	<p>4 甲が前各項の規定に違反して、<u>顧客の一切の情報（データ）</u>の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに乙に報告するとともに、二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>5 甲は、<u>顧客の一切の情報（データ）</u>を滅失、毀損、漏洩等することがないように個人情報保護法並びに適用ある法令及びガイドラインを遵守するものとします。甲は、かかる法令等に定められる必要な措置を講じるものとし、<u>顧客の一切の情報（データ）</u>の滅失、毀損、漏洩等が発生した場合は一切の責任を負うものとします。</p> <p>6 甲は、<u>顧客の一切の情報（データ）</u>をその責任において万全に保管し、本件決済サービス利用契約が終了した場合は、個人情報保護法その他適用ある法令・ガイドライン等の規定に従い、適正に対応するものとします。</p> <p>7 (略)</p>
M's PayBridge 利用規約第 1 章第 15 条	<p>第 14 条（禁止事項・誓約事項）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 15 条（禁止事項・誓約事項）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 甲は、<u>乙のウェブサイトへの表示又は Email 等にて通知された、本件決済サービスの仕様、接続の手順その他関連する事項（以下これらを総称して「通知事項」といいます。）</u>を遵守するものとし、<u>当該通知事項に対する違反は、本規約の違反とみなすことがあります。</u>甲は、<u>乙のウェブサイト又は Email 等を定期的に確認し、通知事項の有無及びその内容の変更の有無等を確認のうえ、当該通知事項を遵守するものとします。</u></p>
M's PayBridge 利用規約第 1 章第 16 条	第 15 条 (略)	第 16 条 (略)
M's PayBridge 利用規約第 1 章第 17 条	<p>第 16 条（免責事項）</p> <p>1 乙は、甲による本件決済サービスの申込みを認めないこととしたこと又は第 19</p>	<p>第 17 条（免責事項）</p> <p>1 乙は、甲による本件決済サービスの申込みを認めないこととしたこと又は第 20 条</p>

	<p>条による解約若しくは第 20 条による解除により甲に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>2 本件決済サービスは、乙による、甲の顧客からの代金等の現実の回収を約束し、又は、甲の顧客による代金等の支払を保証するものではありません。これらはサービスプロバイダ又は甲自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、乙はこれらの実行を保証するものではありません。これらの不実行又は遅滞が乙の責めに帰すべき事由による本件決済サービス利用契約の不履行に起因する場合を除き、乙はこれらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わないものとします。乙は、当該顧客に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わないものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>による解約若しくは第 21 条による解除により甲に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>2 本件決済サービスは、乙による、甲の顧客からの代金等の現金の回収を約束し、又は、甲の顧客による代金等の支払を保証するものではありません。これらはサービスプロバイダ又は甲自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、乙はこれらの実行を保証するものではありません。これらの不実行又は遅滞が乙の責めに帰すべき事由による本件決済サービス利用契約の不履行に起因する場合を除き、乙はこれらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わないものとします。乙は、当該顧客に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わないものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第 1 章第 18 条、第 19 条、第 20 条</p>	<p>第 17 条 (略)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p>	<p>第 18 条 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>第 20 条 (略)</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第 1 章第 21 条</p>	<p>第 20 条 (解除)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 9 条 (利用料金) に定める通り料金の支払いが無い場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	<p>第 21 条 (解除)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)第 10 条 (利用料金) に定める通り料金の支払いが無い場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>
<p>M's PayBridge 利用規約第 1 章第 22 条</p>	<p>第 21 条 (略)</p>	<p>第 22 条 (略)</p>

M's PayBridge 利用規約第 1 章第 23 条	<p>第 21 条 (契約終了後の処理)</p> <p>本件決済サービス利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 16 条、第 21 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条は無期限に有効とするものとします。</p>	<p>第 22 条 (契約終了後の処理)</p> <p>本件決済サービス利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 22 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条は無期限に有効とするものとします。</p>
M's PayBridge 利用規約第 1 章第 24 条、25 条、26 条、27 条、28 条、29 条	<p>第 23 条 (略)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 (略)</p>	<p>第 24 条 (略)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>第 29 条 (略)</p>
M's PayBridge 利用規約第 2 章第 30 条	<p>第 2 章 本件提携決済サービスに係る追加条項</p> <p>第 29 条 (fincode byGMO 利用規約集追加条項)</p> <p>1 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 2 章 本件決済サービスに係る追加条項</p> <p>第 30 条 (追加条項)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 乙決済関連サービスのうち、銀行振込サービスの提供条件は、乙が提示する「振込規定」、「みずほビジネス WEB 利用規定」及びサービスプロバイダが提示する「fincode 銀行振込利用規約」に則ることとし、甲は当該規約の内容に異議なく承諾し、これを遵守するものとします。</p> <p>3 (略)</p>
fincode byGMO 利用規約集	<p>(追加)</p> <p>1-1 fincode byGMO 利用規約 P2</p> <p>1-2 決済事業者加盟店規約集 P22</p> <p>2 fincode ビジネスカード利用規約 P23</p> <p>(追加)</p> <p>3 fincode 請求書カード払い利用規約 P32</p> <p>4 fincode 銀行振込利用規約 P39</p> <p>5 個人情報保護方針 P46</p>	<p>1 ショップ向けサービス利用規約 P2</p> <p>1-1-1 fincode byGMO 利用規約 P3</p> <p>1-1-2 決済事業者加盟店規約集 P23</p> <p>1-2 fincode ビジネスカード利用規約 P24</p> <p>2 バイヤー向けサービス利用規約 P33</p> <p>2-1 fincode 請求書カード払い利用規約 P34</p> <p>2-2 fincode 銀行振込利用規約 P41</p> <p>3 個人情報保護方針 P48</p>
fincode byGMO 利用規約集 No.1-1-1 fincode byGMO 利用規約 第 21 条	<p>第 2 1 条 (本規約の変更)</p> <p>1. 本規約は、利用者と EP 双方の記名押印又は電子署名のある書面による合意によってのみ有効に変更されるものとする。</p>	<p>第 2 1 条 (本規約の変更)</p> <p>1. EP は、次の各号に該当する場合には、民法に定めるところに従い、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、EP のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができる。本規約の変更後には、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したも</p>

	<p>2. 前項の定めにかかわらず、利用者が EP からの内容の変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合には、利用者は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の内容が適用されるものとする。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによる。</p> <p>(追加)</p> <p>3. 第1項の定めにかかわらず、本決済事業者からの要請、法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更 (サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む)、原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要がある場合、EP は、事前に利用者に通知し又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意</p>	<p>のとみなす。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切の責任を負わないものとする</p> <p>(1) 変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合</p> <p>(2) 変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(3) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、本決済事業者若しくは EP 提携事業者からの要請、法令、自主規制機関の規則、公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更 (サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む)、社会情勢・経済状況の変動、又は、原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要があるとき</p> <p>(削除)</p> <p>2. EP は、前項第3号による本規約の変更の場合、あらかじめ変更後の内容を EP のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法 (必要があるときはその他相当な方法を含む) により周知した上で、本規約の変更手続きを行うことができる。</p> <p>(削除)</p>
--	---	---

	<p>を得ることなく、既に利用者に適用されている本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第 2 項又は第 3 項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第 2 項又は第 3 項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第 2 項又は第 3 項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第 2 項又は第 3 項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</p> <p>6. (略)</p>	<p>3. (略)</p> <p>4. 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第 1 項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第 1 項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第 1 項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第 1 項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</p> <p>5. (略)</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第 4 条 1 項</p>	<p>利用希望者は、本規約を遵守することに同意の上、利用者専用サイト上で EP 所定の必要情報（以下「登録情報」という）を入力し、EP 所定の手続き及び審査を完了させることにより、利用者としての登録（以下「利用者登録」という）を行うものとする。利用希望者は、利用者登録にあたり、真実、正確かつ最新の情報を EP に提供しなければならない。利用者登録の完了により、利用者と EP の間で、本規約の諸規定に従った本サービスの利用に係る契約（以下「本利用契約」という）が成立するものとする。利用者は、EP から通知される提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降本サービスを利用することができる。なお、利用者への本サービスの提供可否の判断は EP の裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを</p>	<p>利用希望者は、本規約を遵守することに同意の上、利用者専用サイト上で EP 所定の必要情報（以下「登録情報」という）を入力し、EP 所定の手続き及び審査を完了させることにより、利用者としての登録（以下「利用者登録」という）を行うものとする。利用希望者は、利用者登録にあたり、真実、正確かつ最新の情報を EP に提供しなければならない。利用者登録の完了により、利用者と EP の間で、本規約、これに付帯する規則等（第 5 条第 1 項にて定義する。以下同じ）の記載事項及び本規約に付帯する覚書（もしあれば）の記載内容を契約内容として本サービスの利用に係る契約（以下「本利用契約」という）が成立するものとする。利用者は、EP から通知される提供開始日以降、本サービスを利用することができる。但し、利用者が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降本サービスを利用することができる。なお、利</p>

	利用者に通知した場合であっても、EPはその理由を開示する義務を負わない。	利用者への本サービスの提供可否の判断はEPの裁量により行うものとし、提供しないと判断し、これを利用者に通知した場合であっても、EPはその理由を開示する義務を負わない。
fincode byGMO 利用規約集 1-2 fincode ビジネスカード利用規約 第5条	(追加)	<p>第5条 (規則等)</p> <p>1. EPは、本サービスに関する運用、手順その他関連する事項を規則又は指定等(以下「規則等」という)によって定めることができるものとし、当該規則等をEPのホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。EPは、規則等の内容を改訂した場合にも同様の方法で利用者に通知するものとする。</p> <p>2. 利用者は前項に基づき通知された規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。</p> <p>3. 利用者は、EPのホームページを少なくとも毎月1回閲覧して第1項の規則等の新設及び変更の有無を確認し、変更があった場合には変更後の内容を遵守するものとする。</p> <p>4. 本規約と規則等とが矛盾、抵触する場合は、本規約が優先して適用される。</p>
fincode byGMO 利用規約集 1-2 fincode ビジネスカード利用規約 第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条	<p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第21条 (略)</p>

	<p>第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第27条 (略)</p>
<p>fincode byGMO 利用規約集 1-2 fincode ビジネスカード利用規約 第28条</p>	<p>第27条 (規約の改定)</p> <p>1. EP は、次の各号に該当する場合には、民法に定めるところに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、EP のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。</p> <p>(1)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、関係法令、自主規制機関の規則、公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更 (サービス改善を含む)、社会情勢・経済状況の変動その他やむを得ない事由により本規定を変更する必要があるとき</p> <p>2. EP は、あらかじめ変更後の内容を EP のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法 (必要があるときにはその他相当な方法を含む) により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができる。この場合には、本規約の変更後に、利用者が本サービスを利用した場合に</p>	<p>第28条 (本規約の変更)</p> <p>1. EP は、次の各号に該当する場合には、民法に定めるところに従い、<u>効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、EP のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができる。本規約の変更後に、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。</u>EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。</p> <p>(1)<u>変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合</u></p> <p>(2)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(3)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、<u>国際カードブランド、決済事業者若しくはEP 提携事業者の要請、法令、自主規制機関の規則、公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更 (サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む)、社会情勢・経済状況の変動、又は、原価上昇</u>その他やむを得ない事由により本規約を変更する必要があるとき</p> <p>2. EP は、<u>前項第3号による本規約の変更の場合</u>、あらかじめ変更後の内容を EP のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法 (必要があるときにはその他相当な方法を含む) により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができる。</p>

	<p>は、利用者は、本規約の変更同意をしたものとみなす。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 本サービスのチャージ料金等に関して利用者とEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第1項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第1項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第1項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づくチャージ料金等の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第1項に基づく変更後の内容にて読み替えまたは準用するものとする。</p>	<p>3. (略)</p> <p>4. 本サービスのチャージ料金等に関して利用者とEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第1項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第1項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第1項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づくチャージ料金等の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第1項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</p> <p><u>5. 前各項の定めにかかわらず、利用者がチャージ料金等の変更を希望する場合には、利用者の記名押印又は電子署名のある書面によりEPに対して変更の申込(変更申込)を行うことができるものとし、EPが当該変更申込を承諾した場合に限り、本利用契約は変更されるものとする。</u></p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第29条</p>	<p>第28条 (登録変更手続き、利用者への通知)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p><u>第29条 (登録変更手続き、利用者への通知)</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第30条</p>	<p>第29条 (有効期間)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 利用者の利用者登録が第15条第1項に基づいて抹消された場合、利用者が保有しているカード残高はすべて消滅するものとし、EPから利用者に対する返金が行われないものとする(但し、法令に反しない範囲内でEPが認める場合はこの限りでない)。</p> <p>7. 本利用契約が事由の如何を問わず終</p>	<p><u>第30条 (有効期間)</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 利用者の利用者登録が第16条第1項に基づいて抹消された場合、利用者が保有しているカード残高はすべて消滅するものとし、EPから利用者に対する返金が行われないものとする(但し、法令に反しない範囲内でEPが認める場合はこの限りでない)。</p> <p>7. 本利用契約が事由の如何を問わず終了</p>

	<p>了した後においても、第5条第3項、第6条第6項、第6条第8項、第6条第11項、第7条第4項なお書き、第7条第8項第3文、第9条、第10条、第14条、第15条第1項第2文、第15条第2項、第16条第4項、第18条、第19条第3項、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項第2文、第26条、第27条第1項第2文、第27条第3項、第28条第3項、本条第3項から本項まで、第31条、第32条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。</p>	<p>した後においても、第6条第3項、第7条第6項、第7条第8項、第7条第11項、第8条第4項なお書き、第8条第8項第3文、第10条、第11条、第15条、第16条第1項第2文、第16条第2項、第17条第4項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条第3項第2文、第27条、第28条、第29条第3項、本条第3項から本項まで、第32条、第33条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第31条、第32条、第33条、第34条</p>	<p>第30条 (略) 第31条 (略) 第32条 (略) 第33条 (略)</p>	<p>第31条 (略) 第32条 (略) 第33条 (略) 第34条 (略)</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第35条</p>	<p>第34条 (適用範囲) 第2章 (個人情報の取扱いに関する同意条項) の規定は、本規約の一部を構成する。利用者は使用者等 (第35条で定義する) に対し第2章 (個人情報の取扱いに関する同意条項) に定める事項を同意させる義務を負い、使用者等の同意を取得しなかったことにより発生した紛争は利用者の責任と費用負担のもとこれらに対処して解決するものとし、利用者は、当該紛争により EP、相互提供先 (第37条第1項で定義する) 又はその他第三者に対して生じた一切の損失又は損害等を賠償する責任を負う。</p>	<p>第35条 (適用範囲) 第2章 (個人情報の取扱いに関する同意条項) の規定は、本規約の一部を構成する。利用者は使用者等 (第36条で定義する) に対し第2章 (個人情報の取扱いに関する同意条項) に定める事項を同意させる義務を負い、使用者等の同意を取得しなかったことにより発生した紛争は利用者の責任と費用負担のもとこれらに対処して解決するものとし、利用者は、当該紛争により EP、相互提供先 (第38条第1項で定義する) 又はその他第三者に対して生じた一切の損失又は損害等を賠償する責任を負う。</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第36条、第37条</p>	<p>第35条 (略) 第36条 (略)</p>	<p>第36条 (略) 第37条 (略)</p>

<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第38条</p>	<p>第37条 (第三者提供等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. EP 及び相互提供先は、第35条に記載する情報を、相互に電磁的手段により伝送し提供しあうものとする。</p> <p>3. EP 及び相互提供先は、以下の目的で相互に個人情報を開示しあうことに利用者は同意します。</p> <p><b>【EP における利用目的】</b></p> <p>第35条第2項に定める利用目的の達成のため</p> <p><b>【PG の利用目的】</b></p> <p>(1)EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため</p> <p><b>【PG グループの利用目的】</b></p> <p>(1)PG グループにおける(ア)PG グループの提供するサービスに関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス(イ)PG グループの事業における市場調査、統計データの作成、分析、PG グループの提供するサービスの改善、カスタマイズ、商品開発(ウ)PG グループが現在又は将来提供するサービスに関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動その効果測定 (エ)PG グループが認める加盟店等その他 EP の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信のため (オ) PG グループ各社のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的 (将来変更された場合はその変更後のもの) のいずれかのため</p> <p>(2)PG グループにおける各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため</p> <p>(3)PG グループの商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として使用者等の個人</p>	<p>第38条 (第三者提供等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. EP 及び相互提供先は、第36条に記載する情報を、相互に電磁的手段により伝送し提供しあうものとする。</p> <p>3. EP 及び相互提供先は、以下の目的で相互に個人情報を開示しあうことに利用者は同意します。</p> <p><b>【EP における利用目的】</b></p> <p>第36条第2項に定める利用目的の達成のため</p> <p><b>【PG の利用目的】</b></p> <p>(1)EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため</p> <p><b>【PG グループの利用目的】</b></p> <p>(1)PG グループにおける(ア)PG グループの提供するサービスに関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス(イ)PG グループの事業における市場調査、統計データの作成、分析、PG グループの提供するサービスの改善、カスタマイズ、商品開発(ウ)PG グループが現在又は将来提供するサービスに関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動その効果測定 (エ)PG グループが認める加盟店等その他 EP の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信のため (オ) PG グループ各社のホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的 (将来変更された場合はその変更後のもの) のいずれかのため</p> <p>(2)PG グループにおける各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため</p> <p>(3)PG グループの商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として使用者等の個人情</p>
---	---	--

	<p>人情報等を再利用するため</p> <p>【GMO インターネットグループ株式会社】</p> <p>GMO インターネットグループ株式会社における各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため</p> <p>【株式会社インフキュリオン】</p> <p>EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため</p> <p>【返金関連金融機関の利用目的】</p> <p>本件返金に関し、EP の送金事務を履行するため</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>報等を再利用するため</p> <p>【GMO インターネットグループ株式会社】</p> <p>GMO インターネットグループ株式会社における各種リスクの把握・管理などの経営管理・リスク管理等の適切な遂行のため</p> <p>【株式会社インフキュリオン】</p> <p>EP が利用者に対して本サービスを提供する目的の達成のため</p> <p>【返金関連金融機関の利用目的】</p> <p>本件返金に関し、EP の送金事務を履行するため</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第 3 9 条</p>	<p>第 3 8 条 (利用の中止の申出)</p> <p>使用者等は、第 3 5 条第 2 項の同意の範囲内で EP が当該情報を利用している場合であっても、いつでも EP に対しその中止を申出ることができる。但し、カード残高の案内等の送付を除く。申出は、第 4 3 条第 1 項記載の窓口連絡するものとする。</p>	<p>第 3 9 条 (利用の中止の申出)</p> <p>使用者等は、第 3 6 条第 2 項の同意の範囲内で EP が当該情報を利用している場合であっても、いつでも EP に対しその中止を申出ることができる。但し、カード残高の案内等の送付を除く。申出は、第 4 4 条第 1 項記載の窓口連絡するものとする。</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第 4 0 条</p>	<p>第 3 9 条 (個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1. 使用者等は、EP に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができる。EP に開示を求める場合には、第 4 3 条第 2 項記載の窓口連絡するものとする。当該連絡を受領した場合 EP は開示請求手続 (受付窓口、受付方法、必要書類等) の詳細を回答するものとする。また、開示請求手続は、EP 所定の方法 (インターネットの EP ホームページへの常時掲載) でも公表する。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 4 0 条 (個人情報の開示・訂正・削除)</p> <p>1. 使用者等は、EP に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができる。EP に開示を求める場合には、第 4 4 条第 2 項記載の窓口連絡するものとする。当該連絡を受領した場合 EP は開示請求手続 (受付窓口、受付方法、必要書類等) の詳細を回答するものとする。また、開示請求手続は、EP 所定の方法 (インターネットの EP ホームページへの常時掲載) でも公表する。</p> <p>2. (略)</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 1-2 fancode ビジネスカード利用規約 第 4 1 条</p>	<p>第 4 0 条 (チャージ機能を認めない場合)</p> <p>チャージ機能の利用を認めない場合であっても、利用者が当該機能の申込をした事実は、第 3 5 条第 2 項に定める目的に基づき、チャージ機能を認めない理由の</p>	<p>第 4 1 条 (チャージ機能を認めない場合)</p> <p>チャージ機能の利用を認めない場合であっても、利用者が当該機能の申込をした事実は、第 3 6 条第 2 項に定める目的に基づき、チャージ機能を認めない理由の如何</p>

	如何を問わず、一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはない。	を問わず、一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはない。
fincode byGMO 利用規約集 1-2 fincode ビジネスカード利用規約 第4 2 条	第4 1 条 (利用停止後の場合) 本規約に基づく利用停止後も、第3 5 条第2 項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は EP が定める所定の期間個人情報を保有し、利用する。	第4 2 条 (利用停止後の場合) 本規約に基づく利用停止後も、第3 6 条第2 項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は EP が定める所定の期間個人情報を保有し、利用する。
fincode byGMO 利用規約集 1-2 fincode ビジネスカード利用規約 第4 3 条、第4 4 条、第4 5 条、第4 6 条	第4 2 条 (略) 第4 3 条 (略) 第4 4 条 (略) 第4 5 条 (略)	第4 3 条 (略) 第4 4 条 (略) 第4 5 条 (略) 第4 6 条 (略)
fincode byGMO 利用規約集 2-1 fincode 請求書カード払い利用規約第2 条 (3)	(3) 利用契約 本規約をその内容とし、第3 条(利用契約の成立)第1 項に基づき、利用者と EP との間で締結される本サービスの利用等に関する契約	(3) 利用契約 本規約、これに付帯する規則等(第8 条第1 項にて定義する。以下同じ)の記載事項及び本規約に付帯する覚書(もしあれば)の記載事項をその内容とし、第3 条(利用契約の成立)第1 項に基づき、利用者と EP との間で締結される本サービスの利用等に関する契約
fincode byGMO 利用規約集 2-1 fincode 請求書カード払い利用規約第3 条 1	1. 本サービスの利用希望者は、本規約に同意した上で、EP が別途定める手続(申込書、届出書の提出又はウェブサイトからの申込等)に従って、利用契約の申込をするものとする。利用契約は、当該申込時に、成立するものとするが、次項に基づき EP が利用申込を拒否、又は承諾しなかった場合、遡って利用契約は成立しなかったものとみなす。利用希望者は、当該申込に際して EP が求める名称・所在地等の各必要項目に虚偽のない入力を行い、ID 又はパスワードを取得するものとする。利用希望者及び利用者は、利用契約に基づき提供する情報が全て正確かつ最新であることを保証する。	1. 本サービスの利用希望者は、本規約に同意した上で、EP が別途定める手続(申込書、届出書の提出又はウェブサイトからの申込等)に従って、利用契約の申込をするものとする。利用契約は、当該申込時に、 <u>当該利用希望者と EP との間で本規約、これに付帯する規則等の記載事項及び本規約に付帯する覚書(もしあれば)の記載事項を契約内容として成立するものとする</u> が、次項に基づき EP が利用申込を拒否、又は承諾しなかった場合、遡って利用契約は成立しなかったものとみなす。利用希望者は、当該申込に際して EP が求める名称・所在地等の各必要項目に虚偽のない入力を行い、ID 又はパスワードを取得するものとする。利用希望者及び利用者は、利用契約に基づき提供する情報が全て正確かつ最新であることを保証する。

<p>fancode byGMO 利用規約集 2-1 fancode 請求書カード払い利用規約第 7 条</p>	<p>第 7 条 (本サービス利用料の支払い) 本サービス利用料の内容は、EP の運営するサービスのウェブサイトに記載又は表示する通りとする。</p>	<p>第 7 条 (本サービス利用料の支払い) 本サービス利用料の内容は、EP の運営するサービスのウェブサイト又は利用者専用サイトに記載又は表示する通りとする。</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 2-1 fancode 請求書カード払い利用規約第 8 条</p>	<p>第 8 条 (利用者の義務) 利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約の他、本サービスに関連して EP が定めた利用者向けの規程 (もしあれば) に従うものとする。本規約以外の規程は、利用契約の一部を構成するものとするが、本規約とそれらの内容とが矛盾、抵触する場合は、本規約が優先して適用される。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 8 条 (規則等)</p> <p>1. EP は、本サービスに関する運用、手順その他関連する事項を規則又は指定等 (以下「規則等」という) によって定めることができるものとし、当該規則等を EP のホームページに表示し又は電子メール、郵便等によって利用者へ通知するものとする。EP は、規則等の内容を改訂した場合にも同様の方法で利用者に通知するものとする。</p> <p>2. 利用者は前項に基づき通知された規則等を遵守するものとし、当該規則等に対する違反は利用契約の違反とみなすものとする。</p> <p>3. 利用者は、EP のホームページを少なくとも毎月 1 回閲覧して第 1 項の規則等の新設及び変更の有無を確認し、変更があった場合には変更後の内容を遵守するものとする。</p> <p>4. 本規約と規則等とが矛盾、抵触する場合は、本規約が優先して適用される。</p>
<p>fancode byGMO 利用規約集 2-1 fancode 請求書カード払い利用規約第 22 条</p>	<p>1. EP は、利用者の承諾を得ることなく、改定後の本規約を 1 カ月前までに通知又は利用者専用サイト上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとする。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとする。利用者が改定後の本規約の内容に同意できない場合、利用者は EP に対し解約の申出をすることができ、EP と利用者は別途協議の上合意した期日をもって利用契約を解約することができる。但し、この場合、解約によって利用者に生じた損害につき、EP は賠償する責任を負わない。</p>	<p>1. EP が、次の各号に該当する場合には、民法の定めるところに従い、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、EP のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規約を変更することができる。本規約の変更後に、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1)変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合</p> <p>(2)変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき</p>

	<p>2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、EP は、本規約の内容の変更につき、変更後の本規約について利用者の同意があったものとみなし、個別の合意をすることなく本規約の内容を変更することができるものとする。この場合、EP は、当該変更内容を事前に利用者専用サイト上で利用者に通知する。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該通知の定めによるものとする。</p> <p>(1)変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合</p> <p>(2)本規約の変更が関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更（サービスの改善を含む）その他本規約の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</p> <p>(3)本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>(3)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、本サービスの内容の変更、本カード会社、カードネットワーク、EP 提携事業者若しくは所属協会からの要請、法令、自主規制機関の規則、公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更（サービスの改善、サービス変更及びサービス廃止を含む）、社会情勢・経済状況の変動、又は原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要があるとき</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2. EP は、前項第 3 号による本規約の変更の場合、あらかじめ変更後の内容を EP のホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときはその他相当な方法を含む）により周知した上で、本規約の変更手続きを行うことができる。</u></p> <p><u>3. 利用者は、前項に基づく変更に不服がある場合には、第 2 4 条に定めるところに</u></p>
--	---	--

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>従って利用契約を解約することができるものとする。EP は、かかる解約によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする</u></p> <p><u>4. 本サービス利用料に関して利用者とEPとの間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第1項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第1項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第1項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービス利用料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第1項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</u></p> <p><u>5. 前各項の定めにかかわらず、利用者が本サービス利用料の変更を希望する場合には、利用者の記名押印又は電子署名のある書面によりEPに対して変更の申込(変更申込)を行うことができるものとし、EPが当該変更申込を承諾した場合に限り、利用契約は変更されるものとする。</u></p>
<p>fincode byGMO 利用規約集 2-1 fincode 請求書カード払い利用規約第 26 条</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4 (追加)</p> <p>4. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条(本サービス利用料金の支払)、第9条(利用者の禁止事項)、第13条(解除)第2項及び第3項、第14条(損害賠償)、第15条(原取引に関する免責)、第16条(EPの免責)、第17条(秘密保持等)、第19条</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p><u>4. 利用契約が事由の如何を問わず終了した場合、利用者はEPから提供を受けたソフトウェア等及び本情報(利用者の委託先が保有している者を含む)を、速やかにEPへ返還又は消去するものとし、消去した場合においてEPから請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかにEPへ提出するものとする。</u></p> <p><u>5. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条(本サービス利用料金の支払)、第9条(利用者の禁止事項)、第13条(解除)第2項及び第3項、第14条(損害賠償)、第15条(原取引に関する免責)、第16条(EPの免責)、第17条(秘密保持等)、第19条(権利義務の譲渡)</u></p>

	<p>(権利義務の譲渡等禁止)、第20条(反社会的勢力の排除)第2項乃至第6項、本条本項、第27条(準拠法)、並びに第28条(裁判管轄の合意)の規定は利用契約の終了後も、依然として有効に存続するものとする。なお、利用契約の終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は利用契約の終了によって影響を受けないものとする。</p> <p>5. 第24条(解約)、前条及び本条(但し、本条第2項の場合を除く)の定めにかかわらず、利用契約終了時において本サービスの提供期間中である限り、利用契約は、必要な範囲で効力を有するものとする。</p>	<p>等禁止)、第20条(反社会的勢力の排除)第2項乃至第6項、<u>第22条(本規約の変更)</u>、<u>本条第3項から本項まで</u>、第27条(準拠法)、並びに第28条(裁判管轄の合意)の規定は利用契約の終了後も、依然として有効に存続するものとする。なお、利用契約の終了の日までに利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は利用契約の終了によって影響を受けないものとする。</p> <p><u>6.</u> 第24条(解約)、前条及び本条(但し、本条第2項の場合を除く)の定めにかかわらず、利用契約終了時において本サービスの提供期間中である限り、利用契約は、必要な範囲で効力を有するものとする。</p>
<p>fincode byGMO 利用規約集 2-2 fincode 銀行振込利用規約第28条</p>	<p>1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略)</p> <p>7. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第4条第3項、第7条、第9条、第10条第3項、第7項及び第10項、第11条第2項、第8項及び第9項、第12条第2項、第13条第2項、第14条第3項、第15条第4項、第16条第3項、第17条、第19条、第20条第2項(当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く)及び第4項、第21条から第24条まで、第26条、第27条第1項及び第4項から第6項まで、本条第3項から本項まで、並びに第29条3項及び4項、第30条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項については、なお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。</p>	<p>1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略)</p> <p>7. 利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第4条第3項、第7条、第9条、第10条第3項、第7項及び第10項、第11条第2項、第8項及び第9項、第12条第2項、第13条第2項、第14条第3項、第15条第4項、第16条第3項、第17条、第19条、第20条第2項(当該終了の日から1年間が経過した後になされた連絡等を除く)及び第4項、第21条から第24条まで、第26条、第27条第1項及び第4項から第6項まで、本条第3項から本項まで、並びに第29条、第30条、並びに、その性質上当然に存続すべきその他の条項については、なお無期限に有効とし、当該終了の日までに利用契約に基づいて発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該終了によって影響を受けないものとする。</p>

fancode byGMO 利用  
規約集 2-2 fancode 銀  
行振込利用規約第 29  
条

1. 本規約は、利用者と EP 双方の記名押  
印又は電子署名のある書面による合意に  
よってのみ有効に変更されるものとし  
る。

2. 前項の定めにかかわらず、利用者が  
EP からの内容の変更の通知を受けた後  
に本サービスを一度でも利用した場合に  
は、利用者は当該変更を承諾したとみな  
され、当該利用の日以降、当該変更後の  
内容が適用されるものとする。但し、当  
該通知に別段の定めがある場合は、当該  
定めによる。

(追加)

1. EP は、次の各号に該当する場合には、  
民法の定めるところに従い、効力発生日を  
定め、本規約を変更する旨、変更後の内容  
及び効力発生日を、EP のホームページに  
おいて公表するほか、必要があるときはそ  
の他相当な方法で周知した上で、本規約を  
変更することができる。本規約の変更後  
に、利用者が本サービスを利用した場合に  
は、利用者は、本規約の変更に同意したも  
のとみなす。EP は、かかる変更によって利  
用者に生じる損失、損害等に関し、一切の  
責任を負わないものとする。

(1) 変更の内容が本サービスの名称の変  
更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約  
の内容に実質的に影響しない場合

(2) 変更の内容が利用者の一般の利益に  
適合するとき

(3) 変更の内容が、本規約に係る取引の  
目的に反せず、かつ、本サービスの内容の  
変更、提携金融機関若しくは EP 提携事業  
者からの要請、法令、自主規制機関の規則、  
公権力の解釈若しくは業界慣習の変更、通  
信回線の利用条件の変更、EP のシステム  
の仕様変更 (サービス改善、サービス変更  
及びサービス廃止を含む)、社会情勢・経済  
状況の変動、又は、原価上昇その他やむを  
得ない事由により本規約の内容を変更す  
る必要が生じたとき

(削除)

2. EP は、前項第 3 号による本規約の変更  
の場合、あらかじめ変更後の内容を EP の  
ホームページにおいて公表する方法又は  
通知する方法 (必要があるときはその他相  
当な方法を含む) により周知した上で、本  
規約の変更手続きを行うことができる。

	<p>3. 第1項の定めにかかわらず、提携金融機関又は EP 提携事業者からの要請、法令の変更、通信回線の利用条件の変更、EP のシステムの仕様変更（サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む）、原価上昇その他やむを得ない事由により本規約の内容を変更する必要があるが生じた場合、EP は、事前に利用者に通知し又は EP のホームページに表示することによって、利用者の同意を得ることなく、既に利用者に適用されている本規約を変更することができるものとする。EP は、かかる変更によって利用者に生じる損失、損害等に関し、一切責任を負わないものとする。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第2項及び第3項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第2項又は第3項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第2項又は第3項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第2項又は第3項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</p> <p>6. (略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>3. (略)</u></p> <p><u>4. 本サービスの利用手数料に関して利用者と EP との間で既に書面によって別段の合意がなされている場合には、当該合意の内容が第1項に基づく変更後の内容に優先するものとする。なお、当該別段の合意後、第1項に基づく変更により、当該別段の合意内容と第1項に基づく変更後の本規約で形式面等何らかの齟齬が生じる場合には、当該別段の合意に基づく本サービスの利用手数料の金額、料率等の具体的条件に変更を与えない範囲で、第1項に基づく変更後の内容にて読み替え又は準用するものとする。</u></p> <p><u>5. (略)</u></p>
--	---	--

以上